

令和元年度 第2回大和高田市国民健康保険運営協議会会議録

開催日 令和2年2月13日(木) 午後2時～

場 所 大和高田市役所4階 合同委員会室

- 出席委員 公益代表 原 委員・坂口委員・吉川委員・片岡委員
被保険者代表 杉田委員・原田委員・生島委員・吉村委員
保険医、保険薬剤師代表 中谷委員・前之園委員・上田委員・赤井委員
被用者保険等保険者代表 細谷委員
- 事務局側 佐藤保健部部长・永原収納対室課長・高野健康増進課長・田中保険医療課課長・
芳村保険医療課国保係長
- 傍 聴 人 0名
- 付議案 1. 副会長の選出について
2. 令和2年度国民健康保険事業特別会計予算案について
3. 国民健康保険税条例の一部改正案について
4. その他

(事務局)

大変長らくお待たせいたしました。

只今から、令和元年度第2回大和高田市国民健康保険運営協議会を開催いたします。委員の皆様方におかれましては、お忙しい中お越しいただきまして、誠にありがとうございます。本日は進行役といたしまして、事務局 保険医療課 国保係 芳村が務めさせていただきますので、よろしく願い致します。まず、本協議会の開催にあたりまして、出席委員さんが過半数を超えておりますので、大和高田市国民健康保険運営協議会規則第3条の規定による定足数を満たし、本協議会が成立していることをご報告させていただきます。また、本協議会の開催にあたり、「大和高田市審議会等の会議の公開に関する条例」に基づき、本市インターネット・ホームページにおいて、本協議会の一般傍聴市民を募集いたしました。その結果、傍聴希望者はおられなかったことを合わせて報告いたします。それでは、最初に保健部長 佐藤からご挨拶を申し上げます。

(部長挨拶)

保健部の佐藤でございます。本日は大変お忙しい中、国民健康保険運営協議会にご出席賜りまして、ありがとうございます。今、新型コロナウイルス感染症が大変猛威をふるっております。まだ何とか水際で防いでいる状況ではございますが、横浜での例をみましても、あのような形の広がりがいつ、大和高田市に起こるかも知れないと思うと、関係者の皆様方にはご協力をお願いしたいと思っております。国民健康保険でございますけれども、本日は来年度の予算案ということでご提示をさせていただきたいと思っております。今国保の一元化とうことで、中間の年に差しかかっておりますので、皆様にはご意見をいただきまして、よりよい制度としていきたいと思っておりますので、今後もよろしくお願いいたします。

(事務局)

議題に入ります前に、新たに就任していただきました委員さんもおられますので、失礼かとは存じますが、私のほうからご出席いただきました委員さんのご紹介をさせていただきます。初めに公益を代表する委員として、本運営協議会会長 原委員さんでございます。

民生委員協議会連合会の役員改選により三室委員さんに代わり新たに就任いただきました吉川委員さんでございます。同じく坂口委員さんでございます。同じく片岡委員さんでございます。続きまして、被保険者を代表する委員さんといたしまして、杉田委員さんでございます。同じく原田委員さんでございます。同じく生島委員さんでございます。同じく吉村委員さんでございます。次に、医師会を代表いたしまして、中谷委員さんでございます。同じく前之園委員さんでございます。歯科医師会を代表いたしまして上田委員さんでございます。薬剤師会を代表いたしまして、赤井委員さんでございます。被用者保険等・保険者を代表いたしまして、細谷委員さんでございます。なお、被用者保険等保険者代表の北澤委員さんにつきましては、所用のため欠席とのご連絡をいただいております。続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。保健部部長の佐藤でございます。収納対策室 課長の永原でございます。健康増進課 課長の高野でございます。保険医療課 課長の田中でございます。保険医療課 国保係長の私、芳村でございます。どうぞ、よろしく願いいたします。続きまして本日の資料のご確認をお願い致します。1枚目が、本日の次第となっております。2枚目が本運営協議会の委員名簿となっております。最後に、先に事前資料として送付いたしました、議事に伴う資料となっております。不足等はございませんでしょうか。それでは、議題に入らせていただきます。原会長、よろしく願いいたします。

(会長)

それでは、第1号議案といたしまして、「副会長の選出について」を議題といたします。本件につきましては、公益を代表する委員さんの中から選出することが妥当ではないかと考えております。そこで、副会長には、大和高田市民生児童委員協議会連合会副会長としてご就任されました吉川委員さんをお願いしたいと思っておりますが、ご異議はございませんか。

(会長)

ご異議も無いようですので、副会長には吉川委員さんをお願いいたします。

(事務局)

吉川委員さん、副会長席へお願いします。

(会長)

それでは、副会長の吉川委員さん、ひと言ご挨拶をお願いしたいと思います。

(副会長)

只今、副会長に就任させていただきました吉川でございます。

本市国民健康保険事業の円滑な運営に向けて、微力ながら努力してまいりたいと思っておりますので、皆様のご支援とご協力をお願いしまして、簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。よろしく願い致します。

(会長)

ありがとうございます。それでは、第2号議案「令和2年度大和高田市国民健康保険事業特別会計予算案」につきまして、市長より諮問を受けておりますので、ご審議の程よろしく願いいたします。そ

れでは事務局より説明願います。

(事務局)

国民健康保険におきましては、平成 30 年度に県単位化がスタートいたしまして、奈良県とともに国保の運営を行い、約 2 年が過ぎようとしております。皆様方のご理解・ご協力のもと、大きな混乱もなく事務執行・事業運営が行われております。現在の県全体としての動きといたしましては、令和 6 年度の県内保険料水準の統一化「同じ所得、同じ世帯構成であれば、県内のどこに住んでも保険料水準は同じ」の実現に向けまして取り組みを進めております。来年度は、国保運営方針の中間見直しの時期でございまして、現在、策定に向け、県や各市町村とともに協議をしているところでございます。それでは、令和 2 年度国民健康保険事業特別会計 予算案の概要説明と新規事業、主な継続事業につきまして、簡単ではございますが、ご説明の方をさせていただきます。まず、国保の加入者数につきましてご報告させていただきます。2/1 現在の加入者数 15,622 人で前年同時期と比較いたしまして - 621 人、率にして 3.8%の減少となっております。要因といたしましては、人口の減少や後期高齢者医療制度への移行、短期労働者への社会保険の適用拡大に伴う減少となっております。今後、2025 年に団塊の世代の方々が 75 才以上となられることもあり、国保加入者数は毎年約 700 人から 900 人減少していく見込みでございます。それでは、資料の 1 ページをお願いします。歳入歳出 予算総額 それぞれ 73 億 2200 万円で、前年度と比較いたしまして、1 億 7180 万円の減、率にして約 2.3%の減となっております。減額となった主な要因といたしましては、被保険者数の減少に伴うものであります。その影響として、歳入の保険税及び県支出金、歳出の保険給付費や国保事業費納付金が減額となっております。なお、現在の国保財政調整基金の残高といたしましては、繰越金を合わせまして、約 10 億 1800 万円でございます。次に資料にはございませんが、保健事業に係る新規事業といたしまして、国保会計が保有する黒字部分を活用し、がん検診の受診率向上を目的として、3 つのがん検診について、一部負担金の助成を行います。現在、健康増進課において成人保健事業としてご案内をしております、乳がん検診・子宮頸がん検診・前立腺がん検診の自己負担額について、国保加入者を対象に、申請により全額補助させていただきます。次に事業拡大として以前より実施しております脳ドックの対象年齢の引き下げ及び自己負担額の引き下げを行います。現在の対象年齢であります 40 歳を 30 歳に、自己負担額 9000 円を 5000 円に引き下げを行い、1 人でも多くの方々に受診いただきたいと思っております。次に継続事業として、平成 29 年度から実施しております特定健診を受診していただいた方の中から抽選で 1 万円分の商品券が当たるキャンペーン、また今年度から実施しております特定健診自己負担額 0 円を引き続き実施させていただきます。これまでの国民健康保険特別会計で保有している黒字部分を活用させていただきます。少しでも加入者の方々に還元できるような形で予算計上をさせていただき、早期発見・早期治療、健康保持・増進に繋げていきたいと考えておりますので宜しくお願い申し上げます。続きまして、予算案について詳細説明をさせていただきます。

(事務局)

それでは、議第 2 号「令和 2 年度 国民健康保険事業特別会計予算案」についてご説明を申し上げます。

「歳入」から主な予算のご説明を申し上げます。2ページをご覧ください。第1款 第1項 国民健康保険税であります。一般被保険者、退職被保険者を合計いたしまして、12億7521万円を計上しており、前年度と比較いたしますと、3491万6千円、約2.7%の減となっております。この要因といたしましては、人口の減少や後期高齢者医療制度への移行に伴うもの、短時間労働者への社会保険適用拡大による被保険者数の減少によるものと考えられます。平成30年度より国保の県単位化がスタートし、平成36年度の統一保険料水準を目指して、市町村ごとに県と協議のうえ、「保険料方針」を策定し、本市におきましては、平成30年度から平成32年度の3年間は「据え置き」ということで、奈良県と策定しましたので、平成32年度まで保険料の引き上げを行う予定はございません。また、今回の資料はございませんが、賦課限度額につきまして、第1回運営協議会にてご審議いただきました現行の93万円から96万円に引き上げを行います。3ページをご覧ください。第3款 国庫支出金第2項第9目第1節社会保障・税番号制度システム整備費補助金138万3千円についてですが、被保険者がマイナンバーカード又は被保険者証を提示することにより、加入者に係る被保険者資格の有無を確認する仕組み(これをオンライン資格確認と言います。)の導入が予定されており、それに係るシステム改修経費が国から交付予定でございます。10目第1節国保制度関係業務事業費補助金229万9千円につきましては、令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しにともない、国民保険税及び保険給付における改正が予定されていることから、そのシステム改修費が国から交付されるものです。第6款 県支出金第3項第1目保険給付費等交付金につきましては、歳出にて計上しております保険給付費に充てるため県から交付されるものでございます。被保険者数の減少により保険給付費が減額となったことに伴い、1億6227万5千円減額となっております。4ページをご覧ください。第9款 繰入金第1項第1目第1節保険基盤安定繰入金につきましては、4億9171万3千円を予算計上しておりますが、国より約7940万円、県より約2億8950万円、合わせまして約3億6890万円交付される予定であり、残りの約1億2281万3千円を一般会計分として合算した額が繰入金となります。前年度と比較いたしまして、879万1千円の減額となっておりますのは、対象となる被保険者数の減少に伴うものであります。続きまして、7ページからの主な歳出についてご説明を申し上げます。第1款 総務費第1項総務管理費でございます。1億668万6千円で、全前年度と比較いたしまして623万8千円の減額となっております。1節報酬につきましては、会計年度任用職員報酬635万2千円でございます。臨時・非常勤職員の任用の適正化を図るため、令和2年度より「会計年度任用職員制度」が施行され、現在の臨時職員は、会計年度任用職員として任用されることから、その報酬を予算計上しております。13節オープンシステム開発委託料368万3千円につきましては、歳入3ページ第3款国庫支出金でご説明いたしました、国保業務に伴うシステム改修経費でございます。前年度と比較いたしまして、513万4千円の減額となっております。こちらの経費につきましては、国より補助金として交付される予定であります。次に8ページの第1款総務費第2項徴税费でございますが、1792万3千円で、552万円の減額となっております。県単位化の一環として、今年度よりペイジーサービスを導入いたしました。口座振替の新規受付をキャッシュカードにより行うサービスで、従来の金融機関での手続きに代わり、スムーズに口座振替の手続きをしていただくことが可能です。ランニング経費を予算計上しており、国保連合会より補助金として交付される予定です。次に9ページから11ページの第2款保険給付費であります。こちらの費用につきましては、支出額に応じて主に県より交付されることとなっております。9ページ第1項、療養諸費につきましては、4億5851万2千円で、1億1990万2千円の減額となっております。被保険者数の減少に伴う医療費等

の減額となっております。12ページの第3款、国民健康保険事業費納付金であります。大和高田市が奈良県へ納付金として、納める額を医療給付費分・後期高齢者支援金分・介護納付金分に分類し、合計で17億665万1千円の予算計上となっております。次に13ページをご覧ください。第8款保険事業費第1項特定健康診査等事業費であります。7128万3千円で、前年度と比較いたしまして、625万2千円の減額となっております。主に、被保険者数の減少による健診委託料の減額となっております。特定健康診査事業につきましては、平成20年度より国保加入者の健康保持・生活習慣病等の予防を目的といたしまして、医療機関の先生方のご協力を得ながら実施をしております。今年度より健診の自己負担無料の取り組みをおこない、徐々に受診率は向上しておりますが、より多くの方に特定健康診査を受診していただき、疾病の早期発見・被保険者自身の健康管理に繋げていくことを目的としております。今後も健康増進課と連携しながら被保険者の健康保持に努めて参りますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。次に、第14ページをご覧ください。2項保健事業費でございます。1397万7千円で、920万3千円の増額となっております。本市が保健事業としておこなっておりますがん検診の受診率向上を目的といたしまして、令和2年度からの新規事業として、乳がん検診、子宮頸がん検診、前立腺がん検診の自己負担額を、申請により補助金としての交付を予定しております。また令和2年度から事業拡大を予定しております事業といたしまして、脳ドックの受診対象者の年齢を40歳から30歳までに引き下げ、自己負担額についても、9000円を5000円へ引き下げる予定でございます。以上、議第2号 令和2年度国民健康保険事業特別会計予算案についての説明を終わらせていただきます。以上、議第2号 令和2年度国民健康保険事業特別会計予算案についての説明を終わらせていただきます。

(会長)

それでは、令和2年度予算案の説明に関しまして、ご意見・ご質問はございませんか。

(委員)

保健事業の対象者数、見込み数を教えていただけますでしょうか。

(事務局)

がん検診の自己負担額の助成見込み数としては、乳がん検診500件、子宮頸がん検診600件、前立腺がん検診150件で予算計上させていただいております。平成30年度におけるがん検診で国保加入者の実績といたしましては、乳がん検診405人、子宮頸がん検診が319人、前立腺がん検診で90人となっております。脳ドックにつきましては、令和2年度は220件の予算計上を目標としております。平成30年度の実績が67件、今年度12月末現在で、66件の実績がございますので、昨年度より受診件数は増える見込みでございます。

(会長)

他にご意見・ご質問はございませんか。

(委員)

先ほど特定健診の受診率のお話があったのですが、特定健診は、疾病の早期発見、重症化予防が最大の目的だとは思いますが、すでに医療機関を受診して治療中の患者さんも特定健診を受けることができるのですが、大事なことは医療機関を受診していない人、未受診者の方ですね、その方に対しての啓蒙活動が大事だと思うのです。自己負担金0円とか、受診者の中から抽選で1万円プレゼントという対策を打たれており、また対象者に電話をして、受診の啓発をしていると思うのですが、その未受診者につい

て受診率のアップのため、市の取り組みは他にありませんでしょうか。

(事務局)

未受診者の勧奨といたしましては、市の取り組みといたしまして、勧奨通知を年2回送付しています。本市独自の勧奨通知と、国保事務支援センターにおける勧奨通知も利用させていただいております。通知を見ていただけない方もおられますので、勧奨電話を、市の方でも実施しておりますし、国保事務支援センターでも電話勧奨の事業を始められましたので、そちらも利用させていただいて、受診勧奨をおこなっております。

(委員)

医療機関を受診している方はレセプトがありますね。医療機関受診者の特定健診受診率、医療機関未受診者の方の特定健診受診率、だいたいの割合はわかりますか。わからないようでしたら、次回に報告ください。

(事務局)

次回報告させていただきます。

(会長)

健康増進課と連携して健診についてのPRはどのようにおこなっているのですか。

(事務局)

医療機関で特定健診を受診いただく「個別健診」と、集団健診をおこなっております。集団健診の中には、健康増進課が成人保健事業として実施しているがん検診とセットで受診できるセット健診を健康増進課の協力のもと実施しております。また健診受診後のフォローとして、結果説明会や保健指導の方を健康増進課に協力いただき、事業を進めております。

(会長)

他にご質問等ないようですので、「令和2年度大和高田市国民健康保険事業特別会計予算案」について承認してよろしいですか。

(会長)

「異議なし」とのことですので、議第2号「令和2年度大和高田市国民健康保険事業特別会計予算案」について承認致します。それでは、次に第3号議案「国民健康保険税条例の一部改正について(案)」を市長より諮問を受けましたので、議題といたします。事務局より説明願います。

(事務局)

それでは、議第3号「国民健康保険税条例改正について(案)」のご説明を致します。お手元の資料をご覧ください。令和元年12月20日に「令和2年度税制改正の大綱」が閣議決定され、その中に、国民健康保険税における負担の公平性を図るため、「軽減措置の拡充」が盛り込まれました。軽減措置とは、所得に応じて、国民健康保険税の均等割(1人当たり課税)及び平等割(1世帯当たり課税)を一定の割合(7割・5割・2割)軽減する制度のことであります。軽減措置の改正案といたしまして、5割軽減については、国保加入者数に乗すべき金額を28万から28万5000円に、2割軽減については、51万円から52万円にそれぞれ引き上げとなっております。改正による影響といたしまして、5割軽減世帯は1,599世帯から1,622世帯に23世帯の増加、軽減額は57,896,375円から58,672,625円に776,250円の増額となり、2割軽減

世帯は1,150世帯から1,167世帯に17世帯の増加、軽減額は16,256,600円から16,492,200円に236,600円の増額となり、5割軽減・2割軽減を合わせまして、40世帯、1,011,850円の増額となります。資料の裏面をご覧ください。軽減対象世帯のおおよその目安を例示させていただきました。1人世帯の場合、5割軽減の基準61万円以下から61万5000円以下に、2割軽減の基準額が84万円から85万円以下となる見込みです。2人世帯の場合、5割軽減の基準額が89万円以下から90万円以下に、2割軽減の基準額が135万円以下から137万円以下となる見込みであります。来月、3月末に国より地方税法施行令が改正される見込であります。それを受け本市の国民健康保険条例を一部改正し直近の議会において報告予定であります。以上「国民健康保険税条例の一部改正（案）について」の説明を終わります。

（会長）

それでは、「国民健康保険税条例の一部改正について（案）」の説明に関しまして、ご意見・ご質問はございませんか。

（委員）

これは課税所得の額になるのですか。

（事務局）

控除を引く前の、収入から必要経費を差し引いた所得の額です。

（会長）

軽減対象世帯が多いように思いますが、奈良県内の市町村比べて、本市は軽減世帯が多いのでしょうか。

（事務局）

本市の場合、7割、5割、2割軽減世帯を合わせると、全体の65.8%になります。会長のおっしゃるように、県内では軽減世帯が多い市になります。資料が手元にありませんので、県内における軽減世帯の割合の順位はお伝えできませんが。

（会長）

他にご質問等がないようですので、「国民健康保険税条例の一部改正について（案）」を承認してよろしいですか。

（会長）

「異議なし」とのことでございますので、議第3号「国民健康保険税条例の一部改正について（案）」を承認いたします。以上で議案の審議は終わりましたが、事務局の方から何か報告案件等がありますか。

（事務局）

事務局から報告事項といたしまして、途中経過ではございますが、特定健康診査事業の受診率につきましてご報告をさせていただきます。1月末時点の受診率でございますが、26.3%、前年同時期の受診率が19.3%でございましたので、比較いたしますと7.0%の上昇となっております。昨年度の受診率は26.2%でございましたので、すでに超えている状況でございます。目標としておりました県内平均32%に近づく見込みで大変期待をしているところであります。これもひとえに中谷会長をはじめ医師会の先生方、また皆様方のご協力のおかげと感謝をしております。今後も特定健診やがん検診をはじめ色々な保健事業を通じて、一人でも

多くの方々に健康について関心を持っていただき健康保持・増進に努めていただけるよう、保険者としてしっかり取り組んで参りたいと思っておりますので、引き続き皆様方のご理解・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

(会長)

以上で、議案の審議はすべて終了いたしました。それでは、レジュメに従いまして、その他に移ります。他に事務局から何か連絡事項はありますか。

(原会長)

ただいまの事務局からの説明に関しまして、ご意見・ご質問はございませんか。ないようですので、本日の協議会はこれをもって閉会いたします。ありがとうございました。